


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>55歳を超える職員の昇給抑制（標準4号給を1号給とする）について、昇給停止と                  するため条例の一部改正を行う。なお、改正後も、人事評価の成績区分に基づく昇給に                  ついては、2号給から1号給までで引き続き実施するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容                  55歳を超える職員の昇給号給について「1号給」を「零」に改正する。</p> <p>(2) 施行日                  平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果                  高年齢層の職員について、適正な昇給制度となる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成26年 4月 1日 55歳昇給抑制を導入                  平成31年 1月24日 職員組合から同意書を受理                  文書課審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成31年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。